

# 石岡市立府中中学校 P T A

学級・学年委員会・専門委員会細則

---

---

## 学級委員会細則

---

---

第1条 学級委員会は、学級委員で構成され、学級会員の互選によって、初年度は学級委員2名を選出する。

第2条 学級委員は、学級を代表して学年委員となり、学年委員会の企画運営にあたる。

第3条 学級委員会は、会則第2条の目的並びに会則26条の任務を達成するために、次の学級 P T A 活動の企画運営にあたる。

- (1) 学校教育並びに学級運営の理解と協力に関する活動
- (2) 家庭教育の理解、啓蒙並びに生徒の健全育成に関する活動
- (3) 学級会員相互の情報交換、研鑽及び親睦に関する活動
- (4) その他、会則第2条の目的達成に関する活動

第4条 学級委員会の議長は、学級委員があたる。

---

---

## 学年委員会細則

---

---

第1条 学年委員会は、当該学年の学級委員で構成する。

第2条 学年委員会に、学年委員長1名、学年副委員長2名、書記1名を置く。

これらの、正副委員長及び書記は学級委員の中から互選で選出する。

第3条 学年委員会は、会則第2条の目的並びに会則26条の任務を達成するために、次の学年 P T A 活動の企画運営にあたる。

- (1) 学校教育並びに学年経営の理解と協力に関する活動
- (2) 学級委員会の意見の集約と本会運営への反映に関する活動
- (3) 学級 P T A 活動の充実と連絡調整に関する活動
- (4) 専門委員会との連携に関する活動
- (5) 学年会員相互の情報交換、研鑽及び親睦に関する活動
- (6) 家庭教育学級の推進並びに育成、援助に関する活動
- (7) 学校内外の美化等、環境の整備に関する活動
- (8) その他、会則第2条の目的達成に関する活動

第4条 学年委員会の議長は、学年委員長があたる。

---

---

## 専門委員会細則

---

---

第1条 各専門委員会は、各小学校区から選出された委員で構成され、専門委員の互選によって、委員長1名、副委員長2名、及び書記1名を選出する。

第2条 各専門委員会は、会則第2条の目的を達成するために、次のPTA活動の企画運営にあたる。

(1) 成人教育委員会

学校、家庭及び地域社会における教育の理解と振興を図る講演会及び講習会に関する活動

PTA活動の理解を深めるための研修視察に関する活動

会員の教養を高めるための行事に関する活動

その他、会則第2条の目的達成に関する活動

(2) 生活指導委員会

生徒の家庭生活、社会生活並びに、生徒相互の自主的集団生活の指導に関する活動

生徒の登下校、校外生活における交通安全指導に関する活動

生徒の学校、家庭、地域社会における生活の指導並びに、健全育成の計画及び実施に関する活動

こうふく銀行の推進に関する活動

その他、会則第2条の目的達成に関する活動

(3) 保健体育委員会

生徒及び会員の体力向上と、社会体育振興の計画及び実施に関する活動

会員相互の健康増進と親睦を図るスポーツ、レクリエーション等に関する活動

その他、会則第2条の目的達成に関する活動

(4) 広報委員会

PTA活動の理解を深め、会員組織の高揚を図る広報に関する活動

会員相互の情報交換、研鑽及び親睦を図る広報に関する活動

広報紙の編集及び発行に関する活動

その他、会則第2条の目的達成に関する活動

第3条 各専門委員会の議長は各委員長があたる。